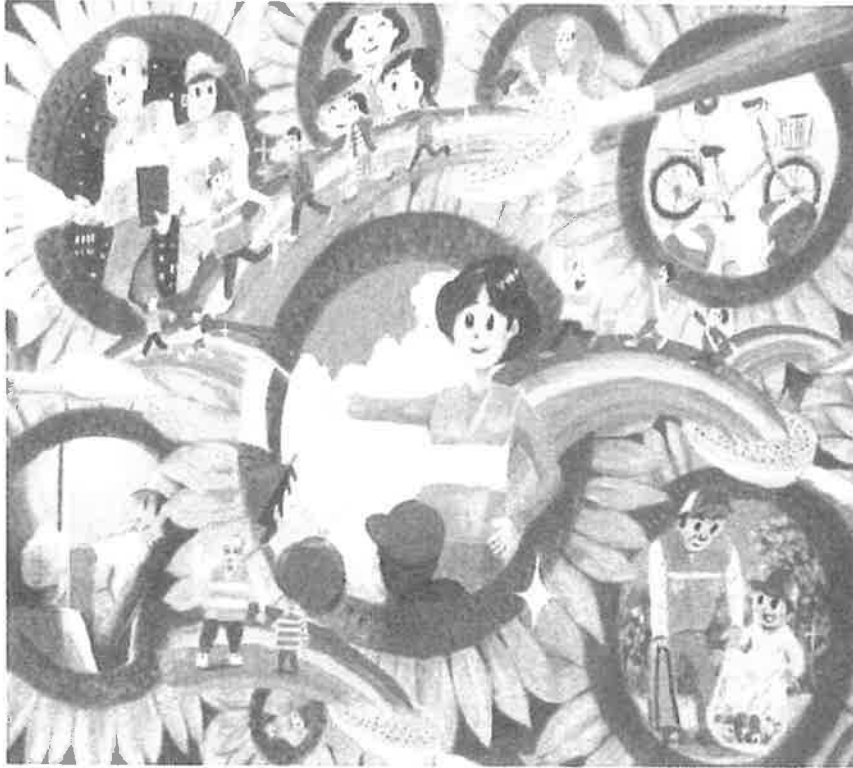


令和6年度

# 安全で安心な まちづくり県民運動

鹿児島県県民運動実施要綱

～みんなで創る安全で安心な明るいまち鹿児島～



令和5年度全国地域安全運動ポスター鹿児島県入選作品  
一般の部 金賞 霧島市 野崎 正博さん

## 運動の重点

防犯意識の醸成と環境づくりによる犯罪被害の防止

うそ電話詐欺被害の防止

子どもと女性の犯罪被害の防止



鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議

## 運動の目的

「安全で安心なまちづくり県民運動（以下、「運動」という。）」は、「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、県民及び観光客など本県来訪者が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を目指すことを目的とする。

### ～犯罪のない安全で安心なまちづくりのために～

犯罪のない地域社会の実現は、全ての県民の願いであり、その実現には、①加害者を生まない地域づくり、②犯罪の未然防止、③犯罪への適切な対応、④犯罪被害者への支援、⑤再犯の防止などの様々な取組を複合的、多面的に推進する必要がある。

この実施要綱では、行政機関、県民、事業者及びこれらの人たちが組織する団体が、運動の目的である「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を推進するための方針等を掲載しているものである。

## 運動の重点

- 防犯意識の醸成と環境づくりによる犯罪被害の防止
- うそ電話詐欺被害の防止
- 子どもと女性の犯罪被害の防止

## 年間スローガン

みんなで創る安全で安心な明るいまち鹿児島

## 運動の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 運動の進め方

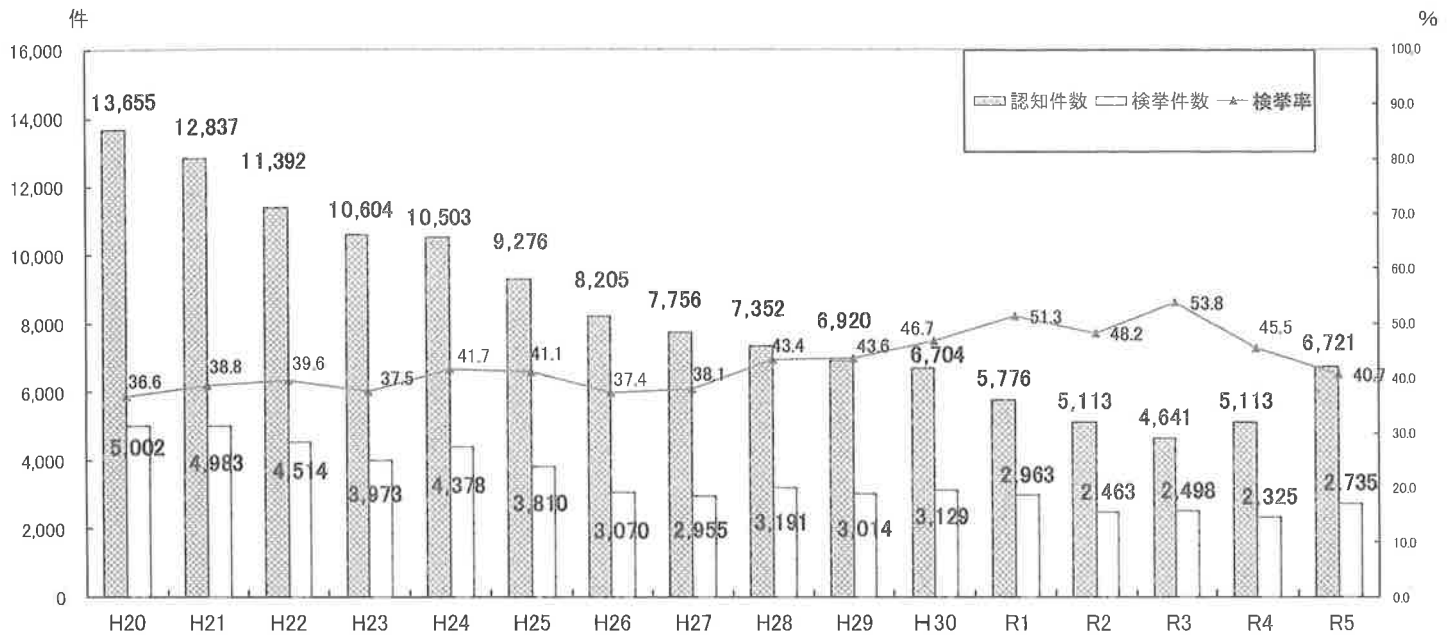
- ▼ 県、市町村をはじめとする県民会議の構成機関・団体は、その他関係機関や防犯ボランティア団体等と緊密な連携のもと、県民一人ひとりに浸透するような活動を積極的に推進する。
- ▼ 県民及び事業者等は、「地域の安全は自分たちで守る」という自主防犯意識の気運を高め、連帯して本運動を着実に実践する。

# 鹿児島県の治安情勢について

令和5年の刑法犯認知件数は6,721件で、前年と比べ1,608件増加し、2年連続で前年を上回っている。

凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯の全ての種別において増加しており、さらに子ども・女性に対する声掛け・つきまとい事案等も後を絶たないなど、「指数治安」及び「体感治安」の双方において、厳しい状況にある。

## 鹿児島県の刑法犯認知・検挙状況の推移



※ 鹿児島県警察本部提供資料

## 犯罪率の低さでみた全国順位

| 順位 | 平成26年      | 平成27年      | 平成28年      | 平成29年      | 平成30年      | 令和元年       | 令和2年       | 令和3年       | 令和4年       | 令和5年       |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1  | 秋田 (34.7)  | 秋田 (30.8)  | 秋田 (29.2)  | 秋田 (24.0)  | 秋田 (25.1)  | 秋田 (22.4)  | 岩手 (20.8)  | 秋田 (20.6)  | 秋田 (19.8)  | 岩手 (24.2)  |
| 2  | 岩手 (39.8)  | 長崎 (36.0)  | 岩手 (33.3)  | 岩手 (27.1)  | 長崎 (27.0)  | 岩手 (25.0)  | 長崎 (21.1)  | 岩手 (20.7)  | 岩手 (22.2)  | 秋田 (25.8)  |
| 3  | 長崎 (43.4)  | 岩手 (38.2)  | 長崎 (34.1)  | 長崎 (31.2)  | 岩手 (27.9)  | 長崎 (25.6)  | 秋田 (24.7)  | 長崎 (24.0)  | 長崎 (25.0)  | 大分 (27.1)  |
| 4  | 青森 (43.6)  | 大分 (41.5)  | 大分 (34.9)  | 大分 (34.1)  | 大分 (29.1)  | 大分 (26.4)  | 大分 (27.2)  | 青森 (24.7)  | 大分 (25.1)  | 山形 (28.6)  |
| 5  | 大分 (46.0)  | 青森 (41.9)  | 青森 (39.1)  | 青森 (35.6)  | 青森 (32.1)  | 青森 (28.0)  | 青森 (27.4)  | 大分 (25.6)  | 山形 (27.3)  | 長崎 (29.5)  |
| 6  | 山形 (47.4)  | 山形 (44.6)  | 山形 (44.0)  | 山形 (35.7)  | 山形 (33.2)  | 山形 (30.4)  | 山形 (28.6)  | 島根 (27.5)  | 島根 (27.6)  | 島根 (29.7)  |
| 7  | 鹿児島 (49.2) | 鹿児島 (47.0) | 島根 (44.2)  | 島根 (40.2)  | 鳥取 (37.7)  | 島根 (34.3)  | 島根 (28.7)  | 山形 (28.5)  | 青森 (28.4)  | 山口 (31.9)  |
| 8  | 富山 (58.2)  | 島根 (48.2)  | 鹿児島 (44.9) | 福井 (41.3)  | 島根 (38.7)  | 鹿児島 (36.1) | 熊本 (29.1)  | 山口 (28.8)  | 熊本 (28.6)  | 熊本 (35.9)  |
| 9  | 熊本 (60.6)  | 福井 (49.3)  | 福井 (46.6)  | 鹿児島 (42.3) | 宮崎 (38.9)  | 鳥取 (36.5)  | 山口 (30.5)  | 長野 (29.0)  | 山口 (29.0)  | 福井 (37.7)  |
| 10 | 徳島 (60.8)  | 長野 (54.8)  | 宮崎 (48.8)  | 山口 (45.2)  | 山口 (39.6)  | 宮崎 (37.0)  | 石川 (31.6)  | 鹿児島 (29.2) | 徳島 (31.7)  | 徳島 (38.0)  |
| 11 |            |            |            |            |            |            | 鹿児島 (31.9) |            | 鹿児島 (32.4) |            |
| 12 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 13 |            |            |            |            | 鹿児島 (41.5) |            |            |            |            |            |
| 14 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 15 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 16 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 17 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 18 |            |            |            |            |            |            |            |            |            | 鹿児島 (43.0) |
|    | 全国犯罪率 95.4 | 全国犯罪率 86.5 | 全国犯罪率 78.5 | 全国犯罪率 72.1 | 全国犯罪率 64.6 | 全国犯罪率 59.3 | 全国犯罪率 48.7 | 全国犯罪率 45   | 全国犯罪率 47.9 | 全国犯罪率 56.3 |

※ 犯罪率・・・人口1万人あたりの刑法犯認知件数  
 ※ 人口は、総務省統計局の推計人口 (R4. 10.1 現在)

## 運動の重点

### 防犯意識の醸成と環境づくりによる犯罪被害の防止

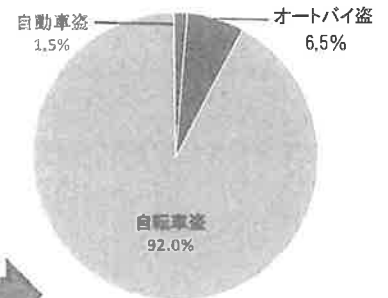
罪種別刑法犯認知件数（令和5年）



窃盗犯の主な手口



乗り物盗の内訳



窃盗犯 4,250 件

乗り物盗 1,219 件

※ 刑法犯全体のうち約 63.2%を占める「窃盗犯」の中でも、認知件数が多い等の理由から、乗り物盗、万引き、車上ねらい、住宅対象の侵入盗の4手口を、特に被害防止対策の対象としました。

## 対策1

### 「鍵かけ・見守り・環境づくり」の展開 (住宅対象の侵入盗・乗り物盗・車上ねらい対策)

#### 鍵かけ

- 短時間の外出や在宅中であっても、玄関ドアを確実に施錠する。(上階の窓やお風呂場等の小窓も施錠する。)
- 車やオートバイ、自転車から離れる際は、貴重品を置いたままにせず、自宅の駐車場や短時間の駐車でも必ず鍵かけをする。(自転車は、二重ロック。)

#### 見守り

- 町内会や自治会などで地域の見回り活動を行うなどして、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運を高める。
- 「あいさつ、声掛け」を実践し、地域活動に参加することで、顔が見える関係づくりに努める。

#### 環境づくり

- 建物又はその周辺には、防犯性能の高い耐ピッキング性の鍵などの建物部品や、防犯効果の高い防犯カメラ・センサーライトなどを設置する。
- 車には、犯罪抑止に効果があるドライブレコーダー等の防犯機器を取り付ける。

#### 《防犯環境4原則》

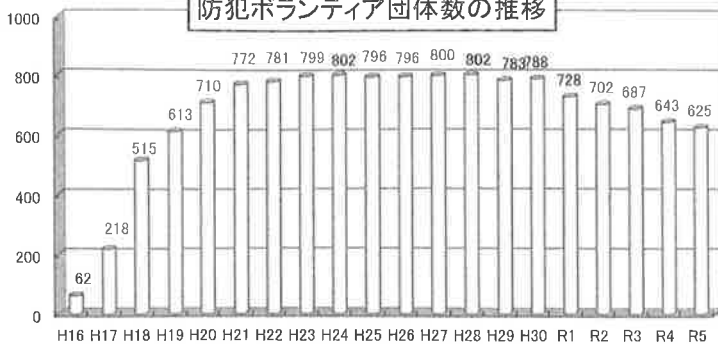
(犯罪の防止に配慮した住宅の構造・設備等に関する指針)

- ◎ 周囲からの見通しの確保(監視性の確保)  
照明の改善、周囲からの見通しの確保等により、住民の目が届く環境をつくる。
- ◎ 周辺居住者の共同意識の向上(領域性の強化)  
住宅等の維持管理状態の向上により、侵入しにくい環境をつくる。
- ◎ 犯罪を起こそうとする者の接近の防止(接近の制御)  
周囲をフェンスで囲ったり、上方への足場を少なくするなど侵入経路を制御する。
- ◎ ガラス・施錠設備等の強化(対象物の強化)  
出入口や窓の鍵、ガラス等を強化し、建物への侵入を防ぐ。

## トピックス

# 防犯ボランティア団体の活動の活性化

防犯ボランティア団体数の推移



県内では、防犯ボランティア団体等による青パトなどをはじめとする地域の見守り活動が活発に行われています。この地域の防犯の要である見守り活動を継続していくためには、現役世代の参加など、担い手確保が課題となっています。

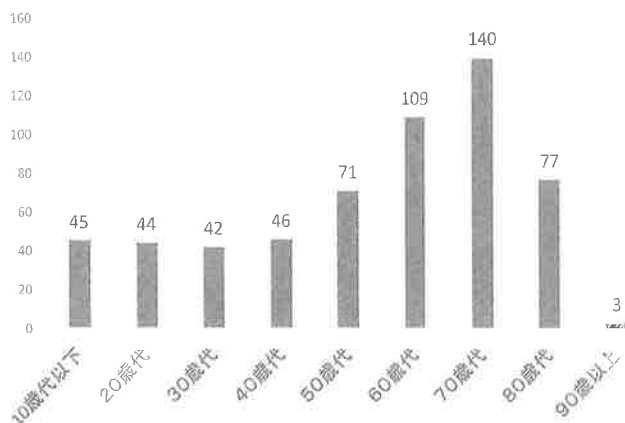
### 《きりしまランニングパトロールの取組紹介》

きりしまランニングパトロールは、平成30年7月1日にランニングをしながら霧島市の安心・安全を見守る防犯パトロール隊として発足しました。発足時の隊員数は18名でありましたが、ホームページや量販店におけるポスター掲示等の地道な募集活動により、現在は40名を超える隊員数となっています。活動としては、定期的に隊員が集まり、霧島市内の通学路をコースに選定して、登下校時間帯にランニングをしながら巡回パトロールを実施しています。ランニング中は、地域との絆やふれあいを重視して、子どもや通行人等に挨拶・声掛けを行い、複数人でのパトロール姿を見せることで、地域の防犯意識の向上に貢献しています。また、同隊は比較的若年層で構成され、団体の活動状況をホームページ等で積極的に発信するなどしており、現在防犯活動を継続していく上での課題である「担い手確保」にも大きく貢献しております。

## 対策2

### 「万引きをしない、させない」運動の推進(万引き対策)

年代別万引き犯検挙人数(令和5年)



### 《万引きの背景》

全国的に、万引き検挙人数全体に占める高齢者の割合は上昇傾向にある。

本県においても万引き検挙人数の約6割が60歳以上となっており、その背景として、生活困窮や孤独・孤立感が考えられる。

また、万引きという犯罪は、事業者への多大な被害をもたらすだけでなく、青少年の健全育成の阻害にもつながる。

よって、万引きは、個人や店舗だけの問題ではなく、社会全体が問題解決へ向けて取り組む必要がある。

- 「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮をなくし、万引きをしない、させない社会気運を醸成する。
- 店舗事業者は、死角を作らない商品陳列方法を工夫したり、防犯カメラ等を設置するなど、万引きの未然防止に努める。

## トピックス

### 再犯防止の取組について

犯罪をして刑を終えた人等の中には、更生の意欲があっても、就労先や住居を確保できないまま矯正施設を出所する人がおり、適切支援を受けられない人や、高齢・障害者、生活困窮者、薬物事犯者、非行少年などが再び罪を犯すといった実態があります。

こういった犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」は、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、大きな課題となっています。

県では、「県再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員として生活を送ることができるよう、国・市町村・民間団体等との連携強化、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進などに取り組んでいます。

- ① パソコンに「ウイルスに感染しました」などと警告が表示されたため、被害者が連絡先に電話したところ、ウイルス対策費用などとして、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し番号を伝えるよう指示され、利用権をだまし取られた。
- ② 大手通信電話サービス会社等から利用料金に関するショートメールが届き、連絡先に電話した被害者は「有料サイトの登録料の未払いがある」「いったん支払えば返金する」などと言われてお金を振り込み、だまし取られた。
- ③ 投資に関する広告やサイトにアクセスし、SNS でやりとりするうちに相手を信用して利益が出ていると信じ、相手の指示どおり複数回、暗号資産を購入して送信したり、指定口座に振込を行うなどの被害に遭った。

### 対応策

- パソコンに警告画面が出ても、記載されている連絡先に電話したりせず、再起動する。警告画面や警告音が消せない場合は、家族や警察等へ相談するか専門店で調べてもらう。
- 心当たりのない利用料金等の未払いに関するショートメール（SMS）や電話は、詐欺を疑い、家族や警察等へ相談する。
- 「必ず儲かる」といったうまい投資話は安易に信用せず、家族、消費生活センターなどに相談する。
- ★ 副業サイトに関係する詐欺や高額当選を誘い文句に受取手数料等を要求する詐欺にも注意。

### 対策2 「いっとっ待て」運動の展開

電話やメール等で、送金や電子マネー等での支払を要求されたら、すぐに応じることなく、まずは家族や警察等に相談し、うそ電話詐欺の被害防止に努める。



**その送金  
いっとっ待て!**

- 1人で送金を決めない!
- すぐに送金しない!

#### 【主な相談窓口】

- 消費者ホットライン「☎188(いやや!)」  
最寄りの消費生活相談窓口につながります。
- 最寄りの警察署又は警察相談専用電話  
「#9110 又は 099-254-9110」

銀行員やコンビニ店員がうそ電話の指示に従おうとしていた人に声をかけたことで、被害を未然に防止できたケースもあります。

#### 金融機関で「いっとっ待て！」

うそ電話詐欺の大半は、各人の預貯金を狙っています。

そのため、金融機関に対して、高額現金を払い出す顧客には、その理由や振込先を尋ねるなどにより、未然防止への協力をお願いしています。

#### コンビニで「いっとっ待て！」

騙されて電子マネーカードを購入したり、ゆうパックやレターパック、宅配便で送金する際、コンビニエンスストアを利用する場合があります。

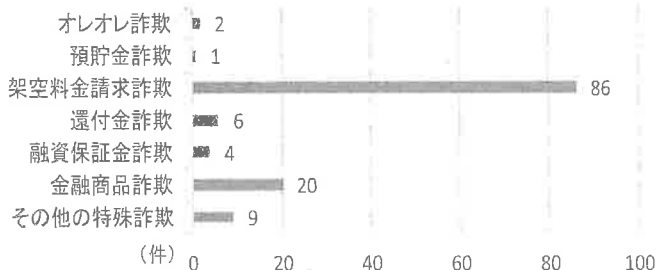
そのため、電子マネーカードの購入や荷物を送る来客者に注意喚起等をお願いしています。



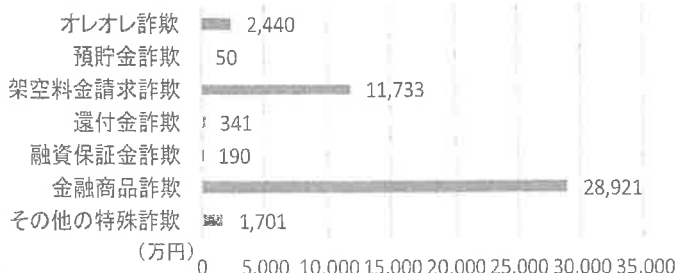
# うそ電話詐欺被害の防止

令和5年のうそ電話詐欺被害については、認知件数は128件（前年比+70件）被害額は、約4億5,376万円（前年比+約3億7,510万円）と、前年に比べ被害件数、被害額ともに大幅に増加し、依然として被害が後を絶たない状況にある。

うそ電話詐欺手口別認知件数（令和5年）



うそ電話詐欺手口別被害額（令和5年）



※認知件数には、未遂（実害なし）が2件含まれます。架空料金請求詐欺のうち1件は法人被害です。

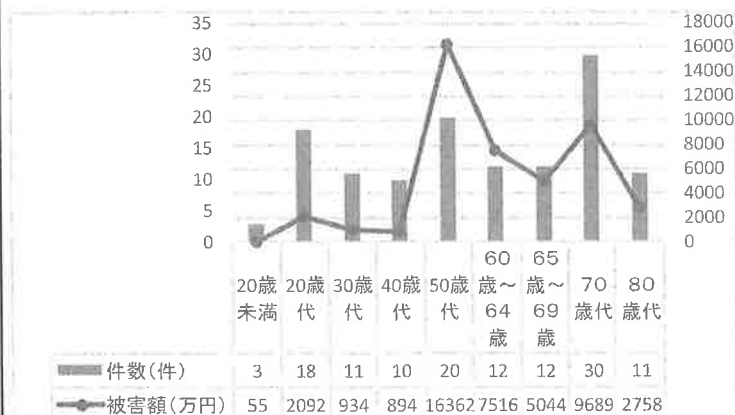
## 対策1

## うそ電話詐欺にあわないための周知・啓発

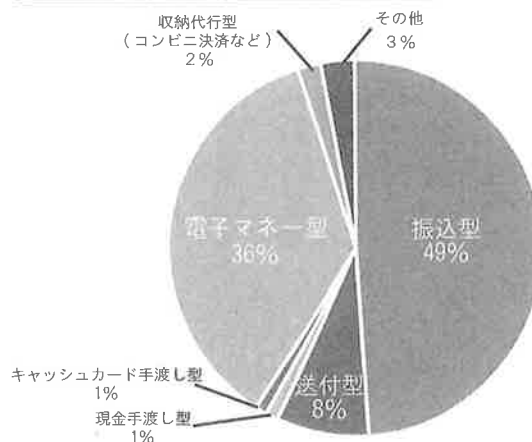
うそ電話詐欺の被害は、各年代で発生しており、うち約4割が65歳以上の高齢者が被害者となっている。

また、犯行の手口は、現金を金融機関口座に振り込ませる「振込型」が全体の48.7%で最も多く、電子マネーの利用権を騙し取る電子マネー型、宅配便やレターパック等で現金を送付させる送付型など、更に巧妙化・多様化している。

年代別の認知件数と被害金額（令和5年）



送金方法等別認知件数の割合（令和5年）



※架空料金請求詐欺のうち1件は法人被害のため、年代別の認知件数・被害金額には含まれておりません。

## 「だまされない」「お金を渡さない」ために

- お金が絡む話は、一人で判断せず、家族や親しい知人、相談機関等に必ず相談する。
- 電話機に自動警告通話録音機などの優良迷惑電話防止機器（※）を取り付けたり、留守番電話機能、ナンバーディスプレイ機能を活用するなどして、自主防犯対策を行う。
- 地域の方々と接する機会の多い行政や教育、福祉関係者は、詐欺の手口等の正しい知識を得て、あらゆる機会を通じて被害を防ぐための積極的な広報や声掛けに努める。
- 電車、病院、図書館等のように「ATMでは携帯電話で通話しない」ことを合い言葉にして、地域社会のルールとして広める。

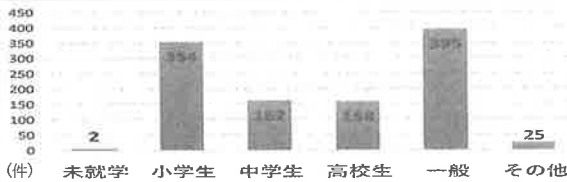
※ 「優良迷惑電話防止機器」については、（公社）全国防犯協会連合会のホームページ（[www.bohan.or.jp](http://www.bohan.or.jp)）に掲載されています。

# 子どもと女性の犯罪被害の防止

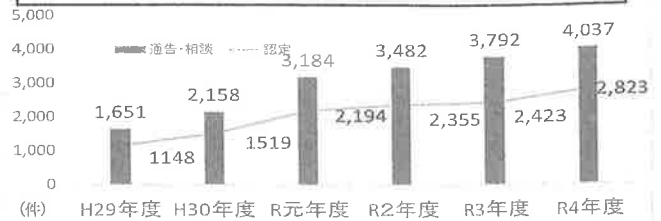
令和5年の声掛け・つきまとい等の前兆事案(※)は、1,096件(昨年比+29件)。

令和4年度児童虐待通告・相談件数は、4,037件(前年比+245件)。

前兆事案の学職別発生状況(令和5年)



児童虐待認定件数等の推移(令和4年度)



※ 「声掛け・つきまとい等の前兆事案」とは性犯罪や誘拐等の凶悪事件に発展するおそれのある「声掛け・つきまとい、痴漢、盗撮、のぞき、色情ねらい、公然わいせつ、性的犯罪目的の住居侵入等」をいう。

資料：県子ども家庭課調べ(児童相談所分と市町村分を合わせた値)

## 対策1

## 子どもを犯罪から守る活動の推進(子どもの犯罪被害対策)

### 登下校時の見守り活動

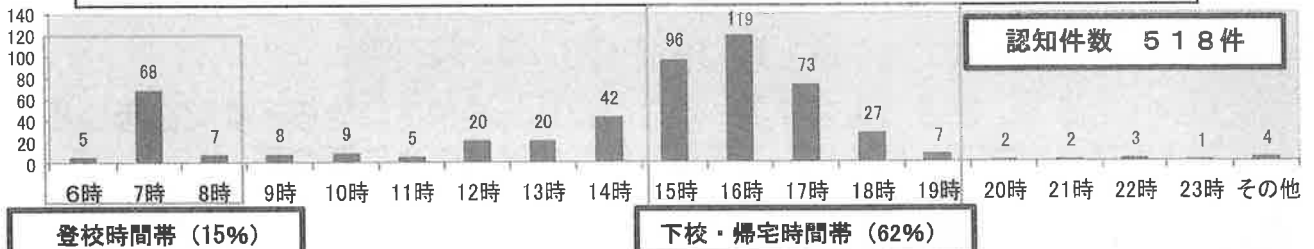
子どもに対する声掛け・つきまとい等の前兆事案は、登下校や帰宅時間に多く発生しており、地域の見守り活動を、家庭、学校と連携し、その時間帯を中心に行うことにより、子どもが犯罪に巻き込まれることを防止することが必要である。

家庭においては、子どもと一緒に通学路を歩き、危険箇所の点検や「子ども110番の家」などの緊急避難場所の確認を行うとともに、子どもに防犯ブザー等の防犯用品を携行させる。

地域や事業所等においても、ウォーキングや買い物、配達の仕事などの日常生活の中で行う「ながら見守り」で、防犯の視点を持って子ども達の見守りに努める。



中学生以下の子どもに対する声掛け・つきまとい等前兆事案の時間帯別認知状況(令和5年)



### 「いかのおすし」の周知・徹底

大切な子どもたちを犯罪から守るために、子どもたちが「いかのおすし」を覚えることで、自ら危険を回避する行動がとれるようになります！

- ☆ 「いか」 行かない!
- ☆ 「の」 乗らない!
- ☆ 「お」 大声でさげぶ!
- ☆ 「す」 すぐにげる!
- ☆ 「し」 知らせる!

### 県警あんしんメール

「県警あんしんメール」に登録すると、声かけ事案やうそ電話詐欺等が発生した際に注意情報が送られます。

#### 【登録方法】

kp110@123123.tv もしくは左のQRコード宛てに空メールを送信し、返信されたメールに従って必要事項を入力してください。



### 児童虐待の防止等

児童虐待の通告・相談件数や認定件数は、年々増加しており、児童虐待の発生予防及び早期発見のために地域全体での見守りに加え、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備、地域の子育て支援サービスの充実や、児童虐待発生時に迅速・的確な対応を図るための関係機関の連携強化等が必要である。

#### 《児童虐待や子育て等に関する相談窓

児童虐待かもと思ったら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」若しくはお住まいの市町村、児童相談所までご相談ください。出産や子育てに関する悩みや相談も受け付けています。





## フィルタリングの普及促進

インターネット上には青少年にとって有害な情報が多く存在し、子ども達はSNS等を通して犯罪被害に巻き込まれる恐れがあることから、有害サイト等をブロックするフィルタリングの重要性がますます高まっている。



子ども達が犯罪被害に巻き込まれないよう、保護者の方は子どもが使うパソコンや携帯電話等に必ずフィルタリングを設定する。

《フィルとん》

### 「インターネットきっかけ」のトラブルや犯罪被害に注意！

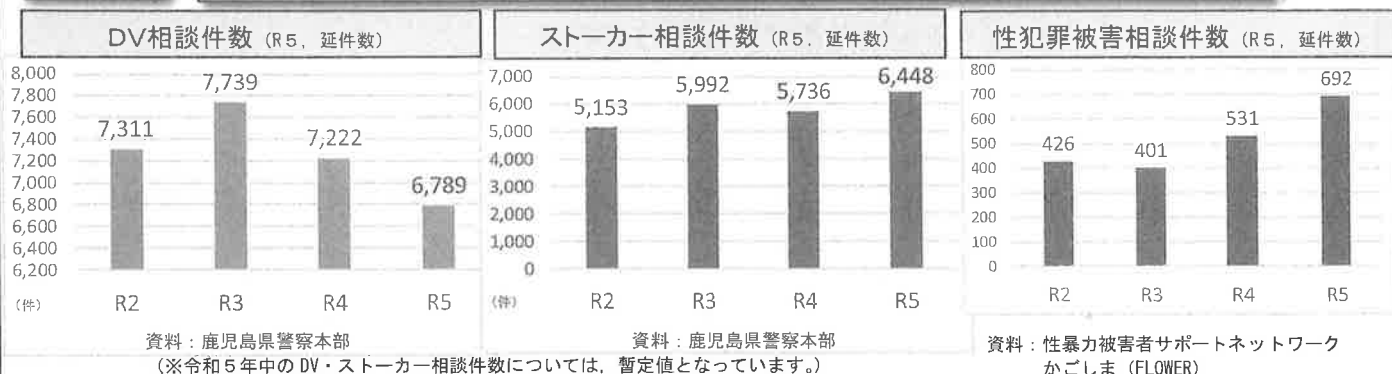
被害等の例

- SNS で知り合った人に投資や情報商材を勧められた。
- SNS で親しくなったので会ってみたら、性被害に遭った。
- SNS で仲良くなった人に求められ、裸の自撮り画像を送ったら、脅しの道具として悪用された。
- SNS やネット掲示板等のアルバイト募集に応募したら、実際には犯罪の実行犯をさせられる「闇バイト」であった。

※SNS の利用は低年齢化しており、トラブルも少なくありません。安全に楽しく使うための注意点を、まず大人が学んで、子どもにアドバイスできるようにしましょう。

## 対策2

### 女性を犯罪から守る活動の推進(女性の犯罪被害対策)



性犯罪やDV・ストーカーの被害者は多くが女性であり、その背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、女性に対する差別意識などがある。

- 暴力を許さない意識を醸成するため、地域、学校、事業所などで防犯講習会等を開催する。
- 性犯罪等から女性を守るため、道路の植栽等が放置され見通しの妨げになっていないか、街灯が少ない場所がないかなど、地域ぐるみで犯罪が起きにくい環境づくりに努める。
- DV・ストーカー事案は、被害の実態把握が難しく、潜在化しやすいことから、関係機関が連携、協力し、相談しやすい環境づくりや、一体となった支援に取り組む。



性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER) ロゴマーク  
#8891

## トピックス

### 性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の拡充

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」と称する）の全国共通の短縮電話番号「#8891」（はやくワンストップ）を導入しており、ダイヤルいただければ、最寄りのセンターにつながります。また、夜間の相談や緊急対応のため、センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」も設置しております。さらに、若年層等が相談しやすくなるよう、チャットで相談できる「性暴力被害者のためのSNS相談 Cure time（キュアタイム）」を実施しています。

## 各関係機関・団体の主な取組

|                |   |
|----------------|---|
| 関係機関・団体の共通実施事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各季の地域安全運動や地域安全推進の日における活動の積極的な推進</li> <li>・ 各種広報媒体（ポスター，チラシ等）を活用した広報活動の推進</li> <li>・ 組織の実情に応じた各種街頭キャンペーンや講習会等の実施</li> <li>・ 防犯に関する各種情報の発信・共有</li> </ul>   |
| 県              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全・安心まちづくり条例に基づく防犯指針の普及・啓発</li> <li>・ 県くらし安全・安心県民大会の開催</li> <li>・ 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間における街頭キャンペーンの実施</li> <li>・ 消費生活相談の受付，助言，あっせん及び消費者教育の推進</li> <li>・ 青少年の非行防止や社会環境浄化活動（立入調査）の促進</li> <li>・ 高齢者や障害者の虐待防止に関する会議・研修会の開催及び広報啓発</li> <li>・ 児童虐待防止の広報啓発及び児童相談所による相談対応</li> <li>・ 公用車（青色回転灯装備）による地域見守り及び防犯意識の啓発のためのパトロールの実施</li> <li>・ 共生・協働の地域社会づくりの推進</li> <li>・ DV・ストーカー，性暴力・性犯罪被害者等の相談支援及び窓口周知の広報啓発</li> <li>・ 人権意識醸成のための研修会や各種メディアを活用した広報啓発</li> <li>・ 刑期を終了した者等の再犯防止の取組の推進，地域生活の定着支援</li> <li>・ 外国人総合相談窓口における多言語での相談対応や情報提供</li> </ul> |
| 県教育委員会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールガード，防犯ボランティア等の養成研修会の開催</li> <li>・ 不審者対応の防犯訓練の実施</li> </ul>   |
| 県警察            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ うそ電話詐欺未然防止のための広報啓発チラシ等の作成や金融機関職員やコンビニエンスストア店員等と連携した被害の未然防止</li> <li>・ 電光掲示板による青少年非行防止の啓発及び身近な犯罪の情報提供</li> <li>・ 声掛け事案発生等の防犯情報の携帯電話メール配信（県あんしんメール）</li> <li>・ 犯罪情報マップによる犯罪情報等の提供</li> <li>・ 交番相談員，スクールサポーターによる学校周辺パトロールの実施</li> <li>・ 「子ども110番の家」の充実，強化及び駆け込み訓練指導の実施</li> <li>・ 青少年のインターネット利用に係るフィルタリング設定の広報啓発</li> <li>・ 連携強化のための防犯ボランティア団体代表者交流会の開催</li> <li>・ 防犯アドバイザーによる防犯教室の開催</li> <li>・ 防犯ボランティア団体へのパトロール用品の無償貸与</li> <li>・ ストーカー・DV被害者等の一時避難のための宿泊費公的支援，緊急通報装置貸与</li> <li>・ ストーカー事案の加害者に対する精神科医療機関と連携した再犯防止</li> </ul>          |

|           |  |
|-----------|--|
| 市 町 村     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安心安全まちづくり推進会議の開催</li> <li>• 安心安全まちづくり市民大会の開催</li> <li>• 公用車（青色回転灯装備）によるパトロールの実施</li> <li>• 客引き行為等を防止するため、客引き行為等対策指導員を配置</li> <li>• 携帯電話等への防犯メールの配信，安全マップ作成</li> <li>• 防犯ボランティア団体や地区コミュニティー協議会等へのパトロール用品の支給，事業費の補助</li> <li>• 防犯研修会の開催</li> <li>• 防犯カメラ・防犯灯の設置，維持，管理の実施</li> <li>• スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導等の実施</li> <li>• 児童に対する防犯ブザー・反射材等の配布</li> <li>• 独居高齢者等への緊急通報装置の貸与</li> <li>• 消費生活相談対応・地域見守りネットワークの構築</li> <li>• 危険空家等の解体・撤去に係る経費の一部補助</li> </ul> |
| 教育関係団体    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 不審者侵入時における対応訓練，職員向け研修の実施</li> <li>• 防犯情報等のメール配信・「安全マップ」作成による広報啓発活動</li> <li>• PTAとの合同防犯パトロールの実施</li> <li>• 身近で起こった事例について保護者へメール配信</li> </ul>  |
| 地 域 団 体   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 青少年育成指導者研修会の開催</li> <li>• うそ電話詐欺，サイバー犯罪，侵入犯罪等各種犯罪被害防止活動</li> <li>• 相談窓口の設置と各種相談の対応</li> <li>• 一人暮らしや高齢者の声掛け・見守り活動</li> <li>• 登下校時の児童・生徒の見守り活動</li> <li>• 機関誌等への防犯情報掲載等による広報</li> </ul>  |
| 事 業 者 団 体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 消費者等からの相談対応</li> <li>• 学校等における防犯訓練の実施</li> <li>• うそ電話詐欺未然防止の警戒活動の実施</li> <li>• 防犯対策会議の開催</li> <li>• 自主防犯ボランティア団体に対する燃料費支援や防犯グッズの提供支援</li> <li>• 会員に対する防犯研修会等の開催</li> <li>• 防犯設備士及び総合防犯設備士の拡充</li> <li>• 防犯資機材の購入・配付</li> <li>• 子どもの緊急避難場所（事業所，店舗，車両）の普及拡大</li> <li>• 防犯ステッカー貼付車両による防犯パトロールの実施</li> <li>• 遊技店周辺のパトロールの実施</li> <li>• 暴力追放功労者に対する表彰</li> </ul>   |

## 地域安全運動等

### 1. 各季の防犯運動

| 運 動 名                            | 期 間                    |
|----------------------------------|------------------------|
| 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間<br>(全国地域安全運動) | 10月11日(金)から10月20日(日)まで |
| 年末年始の地域安全運動                      | 12月10日(火)から1月10日(金)まで  |

### 2. 日を定めて実施する運動

#### 「地域安全推進の日」(毎月11日)

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する活動の活性化・定着化を図るため、毎月11日を「地域安全推進の日」と定め、県民総ぐるみで防犯意識の高揚と地域安全活動を積極的に展開する。(ただし、11日が、土・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる月は、直後の平日とする。)

### 3. 暮らし安全・安心県民大会

県内の防犯及び交通安全運動推進機関・団体並びに犯罪被害者等支援団体の関係者が一堂に会し、広く県民の防犯意識や交通安全思想及び犯罪被害者等に対する支援意識の高揚を図り、県民総ぐるみで犯罪や交通事故を防止するとともに、犯罪被害者に寄り添い、支えるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

## 相談窓口等

### 1. 犯罪被害者等支援のための窓口

- 鹿児島県犯罪被害者等支援総合窓口(県庁9階:県暮らし共生協働課)  
TEL 099-286-2523【受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)08:30~17:15】
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称:FLOWER)(かごしま県民交流センター内)  
TEL 099-239-8787, 全国共通短縮ダイヤル「#8891(はやくワンストップ)」  
【受付時間:24時間 ※夜間(17:00~翌09:00), 日曜・祝日, 年末年始は国の夜間休日コールセンターへつながります。】
- 公益社団法人 かごしま犯罪被害者支援センター(かごしま県民交流センター内)  
TEL 099-226-8341【受付時間:火曜日~土曜日(祝日を除く)10:00~16:00】
- 鹿児島県警察本部性犯罪被害相談電話  
TEL 099-206-7867, 全国共通短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」  
【受付時間:24時間 ※土曜・日曜・祝日及び夜間は当直で対応】

### 2. 暴力団に関するもめごと、困りごとについての相談窓口

- 鹿児島県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課  
TEL 099-206-0110(代表) 099-255-0110(企業対象暴力相談電話)  
【受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)08:30~17:15】
- 公益財団法人 鹿児島県暴力追放運動推進センター(県住宅供給公社ビル3階)  
TEL 099-224-8601 0120-491-581(フリーダイヤル)  
【受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く)08:30~17:00】

### 3. その他相談窓口

- DV・ストーカーに関する相談窓口
  - 県男女共同参画センター TEL 099-221-6630  
【受付時間:水曜日~日曜日及び祝日 09:00~17:00, 火曜日・休館日の翌日 09:00~20:00】
  - 県女性相談センター TEL 099-222-1467  
【受付時間:月曜日~水曜日・金曜日 08:30~17:00, 木曜日 08:30~20:00, 日曜日 09:00~15:00】
  - 最寄りの警察署, 警察相談専用電話 TEL #9110又は099-254-9110  
(24時間対応)
- 消費者トラブルに関する相談窓口(県消費生活センター)  
TEL 099-224-0999, 又は, 消費者ホットライン「188(いやや)」  
【受付時間:月曜日~土曜日(祝日を除く)09:00~12:00, 13:00~17:00(土曜日のみ 10:00~16:00まで)】
- 児童虐待に関する相談窓口(子ども・家庭110番(県中央児童相談所))  
TEL 099-275-4152, 又は, 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」  
【受付時間:月曜日から金曜日(祝日を除く)09:00~22:00】